

## 菊池市小規模事業者持続化補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市小規模事業者持続化補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受け、売上高等が減少し、事業に支障が生じている市内小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響克服に向けた、新たな販路の開拓等に取り組み事業の継続を支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、小規模事業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者をいう。

### (補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上額が前年同月比で30%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在する小規模事業者(創業から起算して1年に満たない小規模事業者については、対象月と対象月を除くそれ以前の毎月の売上額の平均を比較して30%以上減少している小規模事業者とする。)で、かつ、市が出資する法人を除き、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小規模事業者のうち法人にあつては本店所在地が菊池市であること、個人事業者にあつては代表者住所が菊池市であること。
- (2) 今後も事業を継続して行う意思を有する小規模事業者
- (3) 市税に未納がない者(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているもの等は除く。)
- (4) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に規定する小規模事業者又はこれに類する業種でないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響克服に向け、新たな販路の開拓等に取り組むための経費で、事業の継続のための事業計画に基づくものとし、別表第1のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、1事業者につき上限20万円(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする小規模事業者は、菊池市小規模事業者持続化補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 月別売上表(様式第3号)
- (3) 前年度の確定申告書の写し
- (4) 見積書等
- (5) 賃貸借契約書の写し(家賃に充当した場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により適当と認めるときは菊池市小規模事業者持続化補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当と認めるときは菊池市小規模事業者持続化補助金不交付決定通知書(様式第5号)によりそれぞれ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた小規模事業者は、事業が完了したときは、規則第10条に規定する事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 施工前、施工中及びしゅん工後の写真(施設改修を行う場合に限る。)
- (3) 写真(機械装置費等に係るものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないとしたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附則(令和2年告示第122号)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助率
機械装置等費、広報費、開発費、雑役務費 委託費、外注費、借料	10 分の 10